

大沢総合グラウンド

《夜間照明設備の利用方法について》

夜間照明設備設置施設

- ・野球場 B 面
- ・サッカー・ラグビー場
- ・テニスコート(6 面)
- ・多目的スポーツ広場 A、B 面

夜間照明の使用時間

- ・午前 7 時～午後 9 時まで、終日点灯可能です。

夜間照明設備使用料

施設	施設使用料:1 区分(2 時間)	夜間照明使用料:30 分
野球場 B 面	3,000 円	1,200 円
サッカー・ラグビー場	3,000 円	1,000 円
テニスコート(6 面)	1,500 円 ※1 面	250 円 ※1 面
多目的スポーツ広場(2 面)	2,000 円 ※1 面	500 円 ※1 面

・夜間照明設備を使用する場合は、管理棟にて受付の際に管理人と使用時間を確認し、使用申請書を記入し夜間照明使用料を券売機にてお支払いください。※夜間照明設備使用料は口座振替ができません。

・夜間照明設備の事前予約はできません。当日受付に、使用する時間分の夜間照明使用料のチケットをお渡しください。

・夜間照明設備は 30 分毎の料金です。1 区分全て夜間照明設備を使用する場合は、30 分券が 4 枚必要です。

例)午後 5 時～午後 7 時の区分

午後 5 時～午後 5 時 30 分、午後 5 時 30 分～午後 6 時、午後 6 時～午後 6 時 30 分、午後 6 時 30 分～午後 7 時

・夜間照明使用料の減免制度はありません。(中学生以下 1/2 料金もありません)

・雨天等の団体の責によらないキャンセルは、15 分未満(30 分 1/2 時間)で使用を中止した場合は、夜間照明使用料(30 分の金額)を還付します。

例)午後 5 時～午後 7 時の区分を午後 6 時 00 分～午後 7 時まで夜間照明設備を申請している場合

午後 6 時 44 分に雨天によるキャンセル→午後 6 時～午後 6 時 30 分の照明使用料は徴収し、午後 6 時 30 分～午後 7 時の照明使用料を還付します。(施設使用料は 1 区分発生します)

・団体の責によるキャンセルは、15 分未満(30 分 1/2 時間)で使用を中止した場合も、夜間照明設備使用料(30 分の金額)が発生します。

夜間照明設備の点灯、消灯について

〈点灯〉

・管理棟の受付にて「夜間照明設備使用申請書」を記入していただき、申請時間から点灯し、夜間照明使用料が発生します。申請時間は午前 7 時～午後 9 時までの終日、申請時間は 30 分単位です。

- ・申請の無い時間は夜間照明設備を消灯します。消灯時間の照明設備使用料は発生しません。
- ・点灯せずに施設を使用していただくことは可能ですが、点灯をしなかった事による事故、怪我が起きた場合は、責任を負いかねますのでご了承ください。

- ・夜間照明使用料を支払わずに、夜間照明設備を使用することはできません。

〈消灯〉

- ・夜間照明設備は施設利用区分の終了時刻と同時に消灯します。
- 例)午後 7 時～午後 9 時まで使用する場合、午後 9 時に消灯をします。

※管理人が点灯、消灯をします。作業等で、点灯までにお時間をいただくことがありますので、ご了承ください。

テニスコートの個人利用について

- ・4 月～9 月の午後 7 時～午後 9 時、10 月～3 月の午後 5 時から午後 9 時の区分は、当日空き予約による個人利用はありません。事前に登録済の団体利用(当日申込可)のみとなります。

その他

- ・天文台の観測に影響がある場合、使用日の 1 ヶ月前に該当団体へお知らせし、使用を中止していただく場合があります。
- ・飛行場から緊急機等の飛行に関する連絡を受けた場合、当該機の飛行が終了するまでの間、消灯をします。

＜問い合わせ先＞

大沢総合グラウンド 0422-32-4392

SUBARU 総合スポーツセンター 0422-45-1113